

令和3年度岡山県機構集積協力金配分基準

令和3年8月18日

岡山県農林水産部農村振興課

1 趣旨

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）別記2-1の第10の5の規定により、配分基準を定める。

2 財源に係る措置

国からの国庫補助金の配分が不足した場合は、岡山県農業構造改革支援基金を財源として事業を実施する。

3 予算が不足した場合の配分基準

上記2の措置を講じた上で、なお、予算が不足した場合は、次の順で予算を配分する。

順位	区 分
1	地域集積協力金（集積タイプ） ①：機構の活用率が高い地域 ②：①が同率の場合は、交付対象面積の大きい地域
2	地域集積協力金（集約化タイプ） ①：機構の活用率が高い地域 ②：①が同率の場合は、交付対象面積の大きい地域
3	経営転換協力金 ①：交付対象面積の大きい者 ②：①が同じ場合は、経営面積に占める交付対象面積の割合が高い者